

平成27年7月第2回臨時会会議録

平成27年豊郷町議会7月臨時会は、平成27年7月14日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	高 橋 彰
2 番	前 田 広 幸
3 番	西 山 勝
4 番	北 川 和 利
5 番	西 澤 博 一
6 番	鈴 木 勉 市
7 番	西 澤 清 正
8 番	西 村 雄 三
9 番	佐々木 康 雄
10 番	河 合 勇
11 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	浅 居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	角 田 清 武
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

議第49号 豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 議第 5 0 号 契約の締結につき議決を求めることについて
 《豊郷町立小中学校 I C T 環境整備事業請負契約について》
- 議第 5 1 号 平成 2 7 年度豊郷町一般会計補正予算（第 2 号）

佐々木議長 ただいまから平成27年7月第2回豊郷町議会臨時会を開会いたします。
(午前9時46分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。

よって、第2回臨時会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

最初に注意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いします。

なお、傍聴者の方につきましては静かに傍聴していただきたくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、河合勇君、11番、今村恵美子君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、議第49号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、平成27年第2回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆様には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、同意案件1件、契約議決案件1件、平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）を提案させていただいております。ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第49号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷町監査委員のうち、識見の豊郷町大字八町950番地、平塚誠監査委員には精力的に監査業務に取り組んでいただき、適切にご指導を賜ってきたところではありますが、今般、任期満了となり、来期も監査委員としてご指導賜りたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期については地方自治法第197条に基づき、選任の日から4年間であります。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第49号について採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

佐々木議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり同意されました。

日程第4、議第50号契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第50号契約の締結につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

豊郷町立小中学校ICT環境整備事業について、去る7月3日に指名競争入札を行ったところ、住所、東近江市五個荘築瀬町11番地3、名称、藤野商事株式会社、代表取締役、藤野滋が3,438万7,200円で落札いたしました

ので、購入契約を締結することに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 質疑ありませんか。

今村議員 はい。11番。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第50号契約の締結の議決についてですけれども、今回、豊郷町立小中学校ICT環境整備事業、これを指名競争入札で税込3,438万7,200円ということで落札をしています。これについて3点、質疑を行います。

まず1点目。この多額の契約になるこの物品、役務入札に対して一般競争入札を導入しなかった理由、これをまず1点、説明してください。

そして、2点目。今回の入札は8業者、町の入札予告、6月24日に町のホームページで入札予告をして、7月3日の入札執行日に8者の指名競争入札という形で業者の名前が上がっていますが、この指名業者はいつ相手方の業者を指名されて連絡をしたのか。そして、当日の指名競争入札におきましては、8者中5者が辞退をしています。5者が辞退をしているというのは、いつ辞退の連絡を受けているのか。その指名業者の状況、経過を。2点目、説明してください。

それから、3点目は今回の入札の予定価格は3,360万ということで、予定価格は上がっておりますが、これは事前公表していたのかということと、応札にしたのは結果的に3者です。キシステム株式会社が3,395万、日本ソフト開発株式会社が3,460万、藤野商事株式会社が3,184万。この第1回目の入札結果を見ますと、予定価格に達していないのは藤野商事だけです。あとの2者は予定価格よりも高い金額で応札していますが、このことはどういうふうに町としては判断されているのか。その3点、説明をお願いします。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の質問にお答えいたします。一般競争入札ではなくて、どうして指名競争入札ですかという理由なんですけれども、この件につきましては、物を入れかえる作業だけではなくて、既存のデータの入れかえ等もございます。国や地方公共団体の実績も含めてとなりますので、普通の町が行っております指名競争入札にさせていただきました。

すいません。もう1点はごめんなさい。

今村議員 指名業者の選定の日と辞退した日。

教育次長 詳しいことはちょっと把握しておらない部分がありますので、後ほどお答えいたします。

そして、8者が希望されて5者が辞退ということになりました。その理由といたしましては、選定理由が希望業種の電気機器、通信機器として資本金が2,500万以上、直近の希望業種の取引高が5,000万以上かつ国または地方公共団体の実績があつて、所在地は県内及び営業所等を彦根市または東近江市に置くこととしましたところ、8者の希望がありました。そのうち5者が辞退された理由なんですけれども、辞退の理由については詳しくは把握はしておりません。

以上です。

今村議員 予定価格は公表はされていたんですか。それも聞いていたんですけど。

教育次長 予定価格の公表はしておりません。

佐々木議長 ほかに。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 一般競争入札に、今回のこの入札はなじまないというような既存のデータの入れかえだという話ですけれども、そして、町として豊郷、彦根から八幡あたりまでの本社、営業所のあるところの希望を募ったという言い方をされたんですけど、これは事実ですか。

教育次長 はい。

今村議員 それで、8者が来て、なぜ希望されたところが5者も辞退をするんですか。自分が希望した業者がなぜ入札に参加せずに辞退をするのか、おかしいんじゃないんですか。それは、町のほうも入札審査会で町のほうでつくっている中で、この指名業者の選定をしているからね。町としてもそれを知らない顔はできないんですけれども、この落札率が94%です。普通に言うとこれは非常に高い落札金額です。この3者の中で入札予定価格に達したのはたったの1者。これでは普通に考えたら自由な競争性で全く行われていない。8者も入れても結局、実態的には3者しか応札していないという中身で、これが町の公共事業として町民の貴重な公金を使ってやる入札として適正なのかという点では、非常に疑念を持つんですけれども、この辞退するという中身と今回の入札のあり方は町としてはこれは適正だと考えて、町長も副町長もそこにいらっしゃいますが、この入札は適正な入札、町民にとっては非常に税金の適正な支出につながると考えておられますか。私ちょっとそういう面で、町の見解をぜひお聞きしたい

ので、町長からでもよろしいですし、よろしく申し上げます。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 今村議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、希望を募ってとかいう、そこら辺についてはこれは間違っていると思いますので、訂正をしていただきたい。というのは、指名競争入札ですので、いわゆる指名願の申請を出された中から彦根、東近江管内の中という方で、それからまた実績等も加味した中で8者を指名されたということだと思いますので、そこら辺これでよろしいですね。もし違ったら後で訂正だけしといてください。そういうことかと思えます。

それと、予定価格の関係なんですけど、事前公表ということ、これについては物品については従前より予定価格の事前公表はしております。と申しますのは、物品についてはご承知のように規格なり、あるいは定価等が既に定められておると。いうなれば、そこら辺がある面で設計価格あるいは予定価格に近いものであるかと、そういった中で企業としての努力という中で応札をされているということでございます。そういう中で応札されたのが3者であったと。予定価格を公表していませんので、そのうち2者はその予定価格以上のものがあったという、これは結果でございますので、そういうことでございます。ですから、この競争入札につきましては適正に処理、物品の入札については適正に処理されているというぐあいに考えているところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 岩崎教育次長。何か訂正をするんだったらするということで。

副町長 間違っていたら訂正をしてくださいと。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 すみません。私の見誤りでございました。すいませんでした。

佐々木議長 どこの部分ですか。

教育次長 希望業者ではなくて、指名ということで、すいません。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村君。

今村議員 今、副町長からこの入札は適正に行われたと、処理されているという町の判断を示されました。この指名競争入札というのは、先ほどおっしゃったように、町が指名願を出している業者の中から選定しているわけですよ。選定している中で上げた業者が、過半数は辞退をすると。応札業者がわずか3者、3者

の中で予定価格に達していない業者が1者だけ。これで落札率94%、これは全く競争性がないんですね。やっぱり本来、公共事業の発注に関しては業者間の競争をした中で少しでも低廉な事業を発注して、町民の利益に付する、こういったことが町行政の責務なんです。ところが、この入札を見る限りでは、業者は8者、町が指名したにもかかわらず、5者も辞退をして、応札して結果的には1者しか予定価格に達しなかったというのが、1者しかいなかったという、こういう結果では指名競争入札は一般的には談合の温床だとよく言われますが、その典型的な入札の経過をたどっているように思うんですけども、この8業者の中で談合協議とかそういったことはあったというふうには町としては懸念は持ちませんでしたか。藤野商事だけが予定価格に達しないような、そういった談合協議が行われていたのではないかという疑念を町は持たなかったのかと。そのことを私はこれを見て非常に不自然だと感じましたけれども、それは町は今、副町長が適正に処理されていると、94%という高い落札率に対しても適正に処理されているという一言でしかありませんが、これは業者間の談合と、そういった不正な入札行為はなかったのかという、こういった疑念は町としては持たなかったんでしょうか。そのことを最後ですけど、説明してください。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの再々質疑にお答えします。そのような疑念があったら入札はそのときに中止しております。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第50号契約の締結につき議決を求めることについて。本契約議決案件につきましては、やはり過去に官製談合裁判というもの起こったこの豊郷の行政としては、入札に対してはもっとアンテナを立てて、不正入札、また町民の税

金を無駄遣いしない、そういった公共事業を進めるという責務が私はあると思います。ところが、先ほど来の副町長、町長の答弁をお聞きしますと、適正に処理をされている、何ら問題はない、そういった情報もないという言い方ですけども、本来はこの金額の入札でしたら一般競争入札を実施するのが当たり前です。そういった中で町民の貴重な血税を、少しでもコストを下げ、町民のために使うというそういった行政の基本的な地方財政法にある、最低の金額で最高の効果を上げる、こういった法に求められている行政の責務がここには入っておりません。また、今回の高落札率94%、この物品、役務、こういった件に関して高落札で落ちるということは、今の一般的な常識では考えられません。やはり、これは町の怠慢としか言いようがありません。町民の貴重な財源は適正に入札も監視し、その執行のために町としては責務を果たすべきであり、これは当然認められるものではないということで反対といたします。

佐々木議長 次に、賛成討論の発言を許します。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤博一君。

西澤博一議員 議第50号契約の締結につき議決を求めることについての賛成討論を行います。

今なぜ一般競争入札にしなかったのか、また8者はいつ決めたのか、また5者はいつ辞退したのかという質疑等がございました。その点について執行側から明確な回答がありましたので、それは全く問題はないと思います。

また、この豊郷町立の小中学校のICT環境整備事業については、教育に必要な整備事業ですので、それをもって賛成討論を行います。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第50号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5、議第51号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第51号平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,325万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を38億2,404万7,000円とするものでございます。歳入では、繰入金3,325万8,000円を追加するものであります。歳出では、教育費3,325万8,000円を追加するものであります。

今回の補正予算は、教育費におきます日栄小学校増改築事業に伴います、設計管理業務委託料3,163万8,000円、及び豊郷町立武道館屋根ほか改修工事におきます工事請負費162万円の増額分の補正を行うものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村君。

今村議員 6ページの歳出の部分で、日栄小学校整備費、設計管理委託料3,163万8,000円、これについて、この設計管理委託料がどういうものなのか説明をお願いします。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員のご質問にお答えいたします。

工事をするまでにやっぱり設計というものは必要になってまいりまして、そのためには工事費を一応、積算しまして、その中で設計管理費等を積算していくということになります。今のところはこういう形で、質問に対してはこのようにお答えさせていただきたいと思っております。

今村議員 議長。

佐々木議長 どうぞ、今村さん。

今村議員 工事費の概算した上で設計管理委託料を出したということですので、この工事費の工事内容、そして、施工期間、どういう中身であるのか説明してください。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど全協の中で、西山補佐が少し説明させていただいていると思います。積算に当たりましては、近年、学校施設の増改築というものがありませんでしたので、豊郷小の改築、平成15年に新築をされました、その単価に基づきまして積算をしております。一応4学級ということになりますので、現状の教室に4を掛け合わせて、それとプールの除却概算、これもプールの新設と豊郷小学校のプールの整備費の参考単価というものも、そこを参考にさせていただきまして積算しております。そこで、仮設の校舎見積もりで、15年から12年間たっておりますので、材料費等も値上がりしておりますし、そこら辺も加味した上で積算をしております。そこで、工事費の設計管理費と消費税を掛け合わせて設計委託料という額、この3,163万7,800円という額を打ち出したということになっております。よろしく願いいたします。

施工期間は、一応工事、入札全部終わりました、10月からかかれるのかなと思います。これは予定ですので、はっきりとは言えません。一応3月をめどにしておりますけれども、少し無理かなとは思っておりますけれども、一応予定であります。予定ということで終わらせていただきたいと思っております。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 今、教育次長のほうから工事費概算の説明はありましたが、これは今日は臨時議会ですが、臨時議会開催前の全員協議会で議会に対しては教育委員会の決定案ということで現のプールを解体、除却をして、そこに増築校舎を建設するという教育委員会の決定案という形で説明を受けたんですけれども、設計管理委託料というのは教育委員会の決定案を設計し管理委託するための設計管理委託料なんでしょうか。

私は今日初めて教育委員会の増築計画をお聞きいたしました、これが全部このまま歳出予算でその計画に沿っての設計管理委託料ということで進めていられるのか、その辺を町なり教育委員会なりどちらからでも結構ですので、説明をお願いします。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

去る5回ほどの臨時教育委員会をもちまして、先ほどの全協で申しましたとおり、プールを壊してその部分に増築をするということに決まりました。決まりましたというか、そっちの方向で進めましょうということで決まりましたの

で、それに基づきまして予算のほうもたてております。よろしくお願ひいたします。

佐々木議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長、6番。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 何点かお伺いしたいと思いますが、まず第1点は、来年3月にこの問題は間に合わせなければならないという時間的な制約の中でどうするかということですが、明らかにはっきりとしておこなきゃならないのは、やはりこの問題、6月議会でもありましたが、教育長からご答弁がありました。平成30年度に間に合うようにじっくり検討していけばと思っていたけれども、急に足らなくなったというのがもともとですから、そういう意味ではもう明らかに教育行政の怠慢というしかありません、指摘せざるを得ませんから、そういう時間的制約があるとしても、やはりそこはまずきちりと明らかにしておくべきじゃないかと思ひますので、そのことの教育行政の責任についてまず明らかにしていただきたいというのが、まず1点目です。

2点目は、先ほど全員協議会で教育委員会で検討されたメリットやデメリット等々の説明がありました。先ほども設計管理委託料の内訳、私はこの内訳の説明を求めたいと思うんですが、やはり議会です。少なくとも3,163万8,000円の内訳、数値でやっぱり明らかにするべきだと思うんです。そこで、先ほどの次長の答弁では全員協議会で若干数値の答弁がありましたが、わかりにくいのでわかる範囲で説明を願えればと思うんですが、これは提案ですが、委員会で検討されたメリット、デメリットや、それからどこに建設するかという意味では地理的制約があるという中での、非常にしんどい作業だったということはこれは理解をいたしますが、それにいたしましても委員会での検討結果や設計管理の中身について資料の提出を、若干時間をとってでも議会に提出をしていただきたいと思うんですが、いわゆる私たち議員が判断をする基礎資料、情報の提供ができないのか、これは提案です。これが2つ目です。

3つ目は、先ほど全員協議会で西山補佐から説明があったという回答でしたが、本会議での答弁にはならないと思ひますので、もう一度今わかっている範囲での設計の概要、予算、それから全体計画、工期の見通しや完成のめど。例えば工期については、オリンピックとかサッカーのワールドカップとかありますが、何だかんだ言いながら結局は間に合わせなければならないということで、間に合っているんですね。この問題はやっぱり子供が学ぶということ。さっき教育長はおっしゃいましたが、そのためには私は何が何でもやっぱり間に合

わせるべきだと。答弁をお聞きしていると、工事のやり方によっては、間に合わないかもしれないというのが前提になっている。そこがどうも私には理解ができない。やっぱり基本的には間に合わせると、何が何でも間に合わせて来年の新学期には済んだという方向で進めるべきだと。進めることもできるんじゃないかと。素人なりに私は思うんですが、その点について見解をお願いしたいと思います。ぜひ資料を議会に提出してほしいということについては、回答をお願いしたいと思います。これはもうどちらでも結構です。町長と教育長どちらでも。

教育長 議長。

佐々木議長 教育長。

教育長 1点目の鈴木議員の質疑にお答えしたいと思います。

時間的な制約ということで、ほんとうにもっと早く前にもお話しさせていただきましたが、人数の把握ができていたらよかったなというようなことで、前回の議会のときにもお話をさせていただいたとおりです。教育行政の怠慢とまことに厳しいご意見もいただきましたが、そこらあたりは謙虚に受けとめていきたいと思っております。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

設計に関しての数値と詳しく提示するものが今持参しておりませんので、後ほど皆さんの資料としてお渡しさせていただきまして、説明させていただきたいと思うんですけれども、それでご了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 全員協議会で申し上げましたけど、審議が終わってからもらっていても判断の資料にならないので、私たちが判断する資料としてそういう資料の提供をできないかということをお願いしているので、議会が終わってからでは間に合いませんので、判断する資料としてそういう資料、どのくらいなのかわかりませんが、できないのかということを質疑させていただきました。質疑の意味はいいでしょうか。いいですか。

教育長 議長。

佐々木議長 教育長。

教育長 鈴木議員の再質疑にお答えしたいと思います。

今ほど次長が話しましたように、ちょっとここのほうで資料を持ち合わせていません。先ほど全員協議会の中で西山補佐が言ったところでご勘弁いただきたいなと思っております。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 もう一度質問しますが、資料の提出はしないと、できないと、どっちでもいいんですけど。このままで判断をお願いしたいと。全員協議会と本会議は違いますので、もう一度それなら申し上げますが、資料の提出ができないのであれば、具体的な数値の説明を求めておきます。

佐々木議長 暫時休憩を求められておりますので、よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。10分後、この時計で10時40分に再開いたしますので、それまでに資料をそろえてください。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時40分 再開)

佐々木議長 それでは、再開いたします。

先ほどの鈴木議員の質疑に対して岩崎教育次長より答弁を求めます。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 先ほどの鈴木議員の質疑にお答えいたします。

事務屋で積算した部分もありますので、あくまでも概算ですので。業者さんが入っているわけでもない数字です。一応読み上げさせていただきます。

教室の増築の見積もりですけれども、豊郷小学校の改築時の単価を参考にしております。38万8,000円を1平米単価としております。1教室の平米当たり、現状の教室102.179平米の4教室分、408.716平米になっております。プールの除却費、概算見積もりですけれども1,500万。プールの新設見込みですけれども、豊郷小学校のプール設備費を参考単価としております。それが25万、平米単価です。整備見込面積が375平米で、現状プール新設のために同面積を採用しております。25万の375平米で9,375万。仮設校舎概算見積もりが2,000万。12年たっておりますので、材料の高騰、いろいろ値上がり等を概算しまして18%をみております。それを全部足し合わせたら、3億6,617万6,000円となります。その工事費の設計管理費が8%で、それを掛け合わせた消費税が3,163万7,600円と設計管理の委託料がそのようになっております。よろしくお願いたします。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 その資料、後でもらってもいいでしょうか。

佐々木議長 概算の概算や言いはんねんから、ちょっと提出するのは問題ですか。どうですか。鈴木君、ほかにありませんか。

鈴木議員 もうよろしいです。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

今村議員 議長。この問題については、教育行政の問題も含め説明自体が非常に不十分だと思いますので、判断基準が足りていないということで保留したいと思いますので棄権いたします。

佐々木議長 これより議第51号を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
これをもちまして、本臨時会に提出されました全議案を議了いたしました。
本日の会議を閉じます。
これにて、平成27年7月第2回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(午前10時47分 閉会)